

令和2年5月19日

教員各位

香川大学長

### 本学における研究活動に係る対応について（5月19日改定）

「新型コロナウイルス感染症への対応指針〔第11報〕を踏まえ、当面（令和2年6月17日まで）の本学の研究活動における対応は以下のとおりとします。

※赤字下線部が改定箇所

#### 1. 基本的対応

○本学の危機対策本部が発出する最新の対応方針に従ってください。

#### 2. 研究環境について

○研究活動の実施場所において、感染対策を講じ衛生環境を整備するとともに、3つの条件（密閉、密集、密接）を回避してください。

#### 3. 研究活動について

##### 1) 教員の研究活動

○研究活動は、上記1及び2に照らして十分に留意して行ってください。

○「特定警戒都道府県※」に移動して行う調査や打合せ、学会参加等は原則中止とし、「特定警戒都道府県」以外の県外への移動を伴う研究活動は自粛してください。

○不特定多数が参加する学会・研究集会等の開催や参加は自粛してください。

※北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県

##### 2) 教員の指導の下で学生が主体的に行う研究活動（卒論研究、修士研究、博士研究、フィールド調査、研究発表、研究ミーティング等）

○学生を招集して対面で行う研究室ゼミ、研究ミーティング等は自粛してください。

○学生が個別に行う研究活動の内、可能なものは自宅で行うよう指導し、研究指導にはメール等を活用してください。

○機器や設備等の使用が不可欠なため、学内で研究活動を行う必要がある場合には、上記1及び2を徹底したうえで行うよう指導して下さい。

○「特定警戒都道府県」に移動して行う研究活動は原則中止し、「特定警戒都道府県」以外の県外への移動を伴う研究活動は自粛するよう指導してください。

3) 上記1)、2)への対応を含め、やむをえない事由で研究活動を実施する場合には、**部長・研究科長の承諾を得て、十分な配慮のもとで行って下さい。**

#### 4. その他の研究業務に係る対応

○申請や報告等にかかる業務について、遅滞が懸念されるものについては、部局の担当部署に問い合わせてください。

5. 上記の措置の継続および解除については、危機対策本部で決定し通知します。

以上